

# 今働いているあなたへ

今働いている職場の労働条件はどうか。

## 残業時間について

めちゃくちゃな長時間残業を強いられていませんか。会社が、社員に残業をさせるには、「時間外労働・休日労働に関する協定届」というものを、労働組合、あるいは労働者の代表と使用者で協定を交わし、労働基準監督署に届け出なくてはなりません。この届け出をせずに、1日8時間を超えて、また1週間で40時間を超えて働かせることはできません。(労働者の代表の場合は、民主的方法で選出されなければなりません)

## 残業代について

- ◎ 残業代は正しく支払われていますか。  
1日8時間を超えて働いた場合は、25%以上の割増、深夜(午後10時から午前5時まで)は、25%以上の割増、休日は、35%以上の割増
- ◎ サービス残業はありませんか。  
始業時間前に準備作業をするとか、休憩時間(昼休み等)も作業をすることが常態化していませんか。終業のタイムカードを押してから仕事をしていませんか。
- ◎ 固定残業代に注意  
賃金が「残業〇〇時間を含んで〇〇万円」となっている場合でも、当然〇〇時間を超えて残業をしたら残業代は支払われます。

## 休暇について

年次有給休暇は法律で与えなければなりません。  
(※法律は最低限を規定しています)

- ① 週5日以上または30時間以上働いている場合  
(パートタイマー・アルバイトも同じ)

勤続年数	0.5年	1.5年	2.5年	3.5年	4.5年	5.5年	6.5年以上
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

- ② 週4日以下かつ週30時間未満働いている場合も①に比例して付与されます。例えば週3日の場合、0.5年で5日、6.5年以上で11日付与されます。

◎有給休暇を取得した場合、賃金は保障されます。

労働相談・組合づくりは  
地元の労働組合 JMITU川崎支部へ

☎ 044-811-4138

☎ 044-811-4144

☎ 090-8109-7682

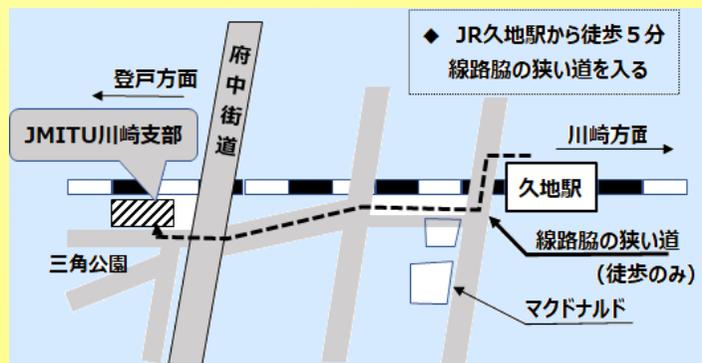
✉ jmitu-kawasaki@aoros.ocn.ne.jp

HP :http://www.jmitu-kawasaki.com

address : 川崎市多摩区宿河原6-24  
南武線久地駅より徒歩5分



無料労働相談：毎週土曜日 13時~17時



## 協力関係

川崎合同法律事務所 044-211-0121  
川崎北合同法律事務所 044-931-5721  
NPO法人ワーカーズネットかわさき 044-211-5164

# 希望を持って 働き続ける ために



## 一人でも入れる 労働組合

# JMITU川崎支部

## 最低賃金 情報

2023年10月1日より  
神奈川県は時給1,112円  
東京都は時給1,113円  
パートタイマーでもアルバイト  
でもこれ以下の賃金で働かせる  
と違法です。

# これから働くあなたへ 働き始めたあなたへ

## 入社時に次のような労働契約を結びます。

会社は、入社するあなたに、以下の内容を必ず書面で明示しなければなりません。

- ① 契約の期間
- ② 更新の有無
- ③ 就業の場所
- ④ 業務の内容
- ⑤ 始業、就業の時刻
- ⑥ 時間外労働（残業）の有無、割増賃金率
- ⑦ 休憩時間は何時から何時まで
- ⑧ 休日はいつ
- ⑨ 有給休暇はいつから何日あるか
- ⑩ 給料の決め方、計算、支払の方法、締め切り日と支払日の時期
- ⑪ 会社を辞める（退職する）とき、会社を辞めさせられる（解雇される）ときの決まりはどうなっているか

これらの労働契約は、後々のトラブルを避けるためにも、必ず文書で結びましょう。

## こうした労働契約が提示されなかったら その企業は要注意！できるだけ早く労働 組合や弁護士に相談しましょう。

賃金などの労働条件変更は使用者、労働者双方の合意が必要で  
す。（労働契約法第8条）

- ※ 給与明細は必ず保管しておきましょう。
- ※ 会社への入退場時間は必ず記録しておきましょう。  
（問題があった場合さかのぼって請求できます）

## ブラック企業に入社してしまっても、い つでもやめる権利は保障されています。

労働契約締結の際に明示された賃金や労働条件が事実と異なると  
きは、労働者は即時にその労働契約を解除できます。  
（労働基準法第15条第2項）

# 今苦しんでいる あなたへ

- ◎ 過労死ライン（月80時間）を超えるような長時間残業を強い  
られていますか。
- ◎ 人間の尊厳を傷つけられるようなハラスメントを受けていま  
せんか。
- ◎ 解雇されそう、会社が倒産しそう、残業代が支払われない、  
賃金が支払われない、

このようなことはありませんか。

## 手遅れになる前に 退職を決める前に 労働組合へ

JMITU川崎支部は、様々な労働相談の経験と実績がありま  
が、もっと早く相談に来ていればもっと良い解決方法があったと  
いう事例が沢山あります。困った時は、ひとりで悩まずに、気軽  
に相談に来てください。組合は、あなたの希望にそった形での解  
決をめざします。

こんな事例もあります。

☆ 宮前区のパチンコ店で、「店を閉鎖する。廃業するから店員は  
全員解雇する」と突然発表があり、アルバイト・パートも含め  
11人が組合に加入。交渉の結果、賃金や解雇手当、雇用保険  
も適用させ納得のいく解決をしました。

☆ 魚屋さんで働いていたAさんが、退職を決めたあと組合に相談  
にきました。組合に加入して交渉した結果、残業代の計算の間  
違えと社会保険未加入が判明し、未払い賃金（残業代）を支払  
わせ、さかのぼって社会保険に加入させました。

☆ 駅販売員の女性は、会社から「次の雇用契約はしない」と事実  
上の雇止めを宣告されました。組合に加入し、会社と交渉しま  
したが会社は非を認めず、姿勢も頑ななため、県の労働委員会  
に提訴。職場には戻れませんでした。納得のいく解決となり  
ました。

# 希望を持って 働き続けるために

働き続けるうえで、職場に労使対等に交渉のできる労働組合  
があることは、働く者にとっては大きな後ろ盾になります。

☆ 新丸子にある従業員約100名の中小企業のS（JMITU  
川崎支部の組合）では、毎年、賃金やボーナス、労働条  
件について会社と交渉して改善をしています。例えばパート  
タイマーや定年後の再雇用者について、手当や休暇を正  
社員と同じにしています。つい最近では育児のための時短  
勤務を小学校入学前まで2時間有給で取れるようになりました。  
（小学校3年生までは1時間無給）長時間残業が発生しや  
すい職場ですが、従業員の命と生活を守るために、常  
に職場の残業状況をチェックし、「時間外労働・休日労働  
に関する協定」を絶対に遵守させる取り組みをしていま  
す。職場で問題があればいつでも団体交渉を申し入れ、話  
し合える労使関係を作っています。組合があれば職場の要  
求を会社と交渉することができます。

☆ 神奈川県愛甲郡愛川町にあるTと言う企業内の組合（全国  
組織等に属さずその企業内だけの組合）は、パワーハラス  
メントで長く苦しめられていましたが、全国組織の産業別  
労働組合JMITUに加入して、会社と交渉の結果パワー  
ハラスメントが無くなり、働きやすい職場になりました。

## じっくり腰を据えて、職場に労働組合 を作って働きやすい職場を作ってい きませんか。JMITU川崎支部は、働 く人たちの味方です！

憲法では、働く人の権利を守るために、また、労働  
条件をさらに良いものにしていくために、労働  
組合をつくって団体交渉やストライキを行う権利  
を保障しています。一人では心細くても、みんな  
で力を合わせれば働きがいのある職場を作ること  
ができます。私たちの組合川崎支部も、憲法を活  
かして各職場のみんなで力を合わせて組合を作っ  
てきました。